

滋賀県職員等の給与に関する条例および滋賀県病院事業に従事する企業職員の  
給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号。以下「法」という。）の施行に伴い、法または他の法律の規定に基づき復興計画の作成等のために県に派遣された職員に対して災害派遣手当を支給するため、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 27 号）および滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成 17 年滋賀県条例第 112 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部改正

法第 56 条第 1 項に規定する職員に対しても、災害派遣手当を支給することとします。  
（第 1 条中第 22 条の 3 関係）

(2) 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正

法第 56 条第 1 項に規定する職員に対しても、災害派遣手当を支給することとします。  
（第 2 条中第 20 条関係）

(3) この条例は、公布の日から施行します。

滋賀県職員等の給与に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第22条の2 省略</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第22条の3 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項に規定する職員に対して、その職員が住所または居所を離れて滋賀県の区域に滞在することを要する場合に支給する。</p> <p>2 災害派遣手当の額は、滞在した日1日につき6,620円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>第22条の4以下 省略</p>	<p>第1条～第22条の2 省略</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第22条の3 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項または大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員に対して、その職員が住所または居所を離れて滋賀県の区域に滞在することを要する場合に支給する。</p> <p>2 災害派遣手当の額は、滞在した日1日につき6,620円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>第22条の4以下 省略</p>

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第19条 省略</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第20条 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項に規定する職員に対して、その職員が住所または居所を離れて滋賀県の区域に滞在することを要する場合に支給する。</p> <p>第21条以下 省略</p>	<p>第1条～第19条 省略</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第20条 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項または大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員に対して、その職員が住所または居所を離れて滋賀県の区域に滞在することを要する場合に支給する。</p> <p>第21条以下 省略</p>